

公募型プロポーザルの手続開始公告

石巻市立北上小学校新築移転工事設計業務について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

平成29年6月16日

石巻市長 亀山 紘

記

1 事業の目的

東日本大震災により施設に壊滅的な被害を受けた相川小学校と吉浜小学校は、平成25年4月に、橋浦小学校を含めた3校による新設校として北上小学校となった。施設については、当分の間は橋浦小学校校舎を使用することとしている。

石巻市教育委員会では平成27年4月に、北上地域の方々とともに、北上小学校建設基本構想・基本計画「人づくり・まちづくり・夢づくり 希望の丘に おらほの学校」を策定した。

本事業は、この基本構想・基本計画に基づき、東日本大震災で大きく傷ついた子供たちの教育の場を再生するとともに、地域コミュニティの一翼を担う交流拠点として、北上地区の住環境の整備に合わせて、高台にある「にっこりサンパーク多目的グラウンド」内に校舎を移転新築するものである。

学校施設は子供たちの教育の場であることに加え、地域住民にとって身近な公共施設であることから、地域との協働も考慮した施設整備を行うこととし、当該地区の教育環境の正常化を図ることを目的とする。

2 業務の名称 石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務

3 業務の内容

本施設の設計業務（基本設計・実施設計）に当たっては、より優れた設計者を選定するとともに、その選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により建築計画に対する設計者の柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験に基づく実現能力を求め、この業務に最も適した設計業務委託候補者（以下「設計候補者」という。）を選定する。

設計候補者には、新しい地域の中核を創造するという本事業の主旨を鑑み、当該施設の設計力はもちろんのこと、広い視野と調整力が求められる。

なお、本プロポーザルは、具体的な設計案を求めるものではなく、設計候補者の選定のために必要な技術提案書の提出を求めるものである。

<業務内容>

- (1) 建築工事基本設計・実施設計業務
- (2) 外構造成工事基本設計・実施設計業務
- (3) 関係者意見交換会等の実施（2回程度）
- (4) 国庫補助申請等（災害査定等を含む）支援業務
- (5) 関係法令に基づく申請等の手続きに関する業務

4 業務の期間 契約締結日から平成30年3月31日まで

5 見積限度額

予算限度額 132,000千円（消費税等を含む。）

6 参加申込み及び提出書類等

別紙「石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）の必要な資格は、参加申込日において次の各号に該当すること。

なお、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合については、失格とする。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿の「測量・建設コンサルタント等の業務」のうち「建築士」に登録され、宮城県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有する者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者
- (3) 次のとおり技術者をそれぞれ配置できること。なお、各技術者に求める資格は別表で定める。
 - ・①総括責任者、②意匠担当主任技術者、③照査技術者（注1）については、当該建築事務所に所属し、専任であること。
 - ・④構造担当主任技術者、⑤外構担当主任技術者、⑥積算担当主任技術者、⑦電気設備担当主任技術者、⑧機械設備担当主任技術者については、当該建築事務所の所属、専任の義務はないが、責任を持って担当できる組織に所属する人材であること。

- ・①総括責任者、②意匠担当主任技術者は、本業務に専念（発注者との打合せにほぼ必ず出席するなど、本業務の履行の確実な担保を求めるものであり、他の業務への従事を制限するものではない。以下同じ。）すること。
- ・①総括責任者、②意匠担当主任技術者、③照査技術者は参加申込者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者としなければならない。
- ・①総括責任者及び②意匠担当主任技術者は、兼任できないものとする。
- ・②意匠担当主任技術者を除く各担当主任技術者については協力事務所（注2）に所属する技術者で、非専任とすることができるものとする。

注1：照査技術者とは、成果物について技術上の照査を行う者をいう。

注2：協力事務所とは、業務の一部を委任し又は請け負わせる事務所をいう。

別表（各技術者の必要資格）

技術者の種類	必要資格
①総括責任者	建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者
②意匠担当主任技術者	
③照査技術者	
④構造担当主任技術者	建築士法第2条及び第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士の資格を有する
⑤外構担当主任技術者 ⑥積算担当主任技術者	担当分野の業務について5年以上の業務経験を有する者
⑦電気設備担当主任技術者 ⑧機械設備担当主任技術者	両者又はいずれかが建築士法第2条及び第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。設備設計一級建築士でない者は建築設備士の資格を有する者を配置すること。

- (4) 平成14年4月1日以降に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において、延床面積2,000㎡以上の校舎の新築、増築（既存部分の面積を除く。）又は改築に係る基本設計及び実施設計業務を元請けとして履行した実績（本店、支店、営業所等を問わない。）を有する者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (6) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。
- (7) 国及び他の地方公共団体から指名停止又は指名回避を受けている者でないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされたものでないこと。ただし、同法に基づく、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (10) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (11) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。
- (12) 参加申込者は本プロポーザルにおいて、他の参加申込者の協力事務所（設計業務を実施するうえで、業務の一部を再委託する設計事務所等をいう。）になっていない者

8 審査及び選定

当該審査は、石巻市立北上小学校統合移転新築工事設計業務委託プロポーザル選定委員会において審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務における設計候補者を選定する。

9 契約保証金

石巻市契約規則第25条及び第26条の規定による。

10 その他

- (1) 市は、設計候補者の技術提案書等に拘束を受けないものとする。
- (2) 参加申込者は、設計候補者として選定されるまでは、プロポーザルの参加を辞退することができる。
- (3) 本業務に関する参加資格要件は、契約締結日まで当該要件等を満たしていること。
- (4) 設計候補者に選定された者は、審査の結果、業務の実施に適切と認められる者として選定したものであるが、地方自治法施行令に基づく契約手続きの完了までは、石巻市と契約関係が生じるものではない。
- (5) 「設計担当チームの総括責任者・主任技術者」に記載された総括責任者及び主任技術者は、市が合理的な理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。
- (6) 参加申込者から提出された提案書等について、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定に基づき開示請求者からの開示請求があった場合、参加申込者の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについて開示対象となる場合がある。

- (7) 提出された書類等は、公平性、透明性を期するため、公表する場合がある。
- (8) 市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときに、技術提案書等は無償で使用することができるものとする。
- (9) 参加申込者が本プロポーザルに要した全ての経費は、参加申込者の負担とする。
- (10) 本業務に係る業務期間の平成30年3月31日は、この業務に係る委託契約を締結した後において、平成29年度石巻市一般会計補正予算が議決等されたときは、変更する場合がある。
- (11) 詳細又は不明な点は、石巻市教育委員会事務局学校施設整備室に照会すること。
- ・電話番号 0225-95-1111 (内線5072)
 - ・FAX番号0225-22-5160